

福津市教育総合計画等策定支援業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和7年8月5日

福津市長 福井 崇郎

1 契約担当部局

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号 福津市役所 別館2階

福津市 教育部 教育総務課 総務企画係

電話 0940-62-5092

FAX 0940-43-9004

e-mail kyoiku@city.fukutsu.lg.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 福津市教育総合計画等策定支援業務
- (2) 業務内容 福津市教育総合計画等策定支援業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本国内に本社を有する法人で、参加表明書の提出日から契約締結日までのいずれの日においても、福津市から福津市指名停止等措置要綱（平成17年告示第6号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 福津市の入札参加資格を有している者であること。又は、次に掲げる書類を提出で

きる者であること。

①登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

※複写も可。ただし発行後、3箇月以内のものに限る。

②直近1事業年度分の財務諸表（決算報告書）

③税に滞納が無い証明書 ※複写も可。ただし発行後、3箇月以内のものに限る。

・国税…滞納税額のない証明書

・都道府県税…納税証明書の備考欄に「都道府県税に滞納のない旨」の表示があるもの

※支店等に委任する場合は、支店等所在の都道府県発行の支店分の証明

・市町村税…納税証明書の備考欄に「市町村税に滞納のない旨」の表示があるもの

※当該市町村が「滞納のない証明書」を発行していない場合に限り、納税証明書【直近3箇年度分】でも可とする。また、支店等に委任する場合は、支店等所在の市町村発行の支店分の証明

(6) 平成27年度から令和6年度のいずれかにおいて、教育大綱、教育総合計画又はその他行政に関わる分野の計画等の策定業務等の受注実績を有するもの。

4 実施要領等の交付期間及び方法

福津市教育総合計画等策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和7年8月5日（火）から令和7年8月26日（火）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、福津市ホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL : <https://www.city.fukutsu.lg.jp/>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

① 提出期限

令和7年8月26日（火）午後5時

② 提出場所

1に同じ

③ 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は平日午前9時から午後5時までに提出場所へ持参すること。郵送の場合は提出期限までの必着とし、書留郵便に限る（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、その結果は確認結果通知書を送付することにより通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

① 提出期限

令和7年9月9日（火）午後5時

② 提出場所

1に同じ

③ 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は平日午前9時から午後5時までに提出場所へ持参すること。郵送の場合は提出期限までの必着とし、書留郵便に限る（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 業務委託候補者の特定

福津市教育総合計画等策定支援業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の業務委託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、福津市財務規則第139条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

契約期間の年度ごとの後払いとする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 業務委託候補者に特定された者であっても、契約締結までの間に、3に掲げる要件を満たさなくなった場合は、当該候補者とは契約を締結しない。
- (6) 参加資格を有すると認められた者又は企画提案者が1者の場合、本プロポーザルを中止するものとする。
- (7) 詳細は実施要領等による。